

令和5年横審横審第10号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月29日15時10分

三重県四日市港

2 船舶の要目

船種船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.72メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 112キロワット

3 事実の経過

(1) 浮体等

Aがえい航していた浮体は、4人乗りの長さ1.95メートル幅2.20メートル座面部高さ0.30メートル背もたれ部高さ0.57メートルのソファ型をした充気式合成樹脂製遊具で、直径20ミリメートル長さ18.5メートルの合成繊維製えい航索が取り付けられ、座面部及び背もたれ部などにそれぞれ持ち手があり、各搭乗者が同持ち手を掴み、座った姿勢で乗るようになっていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が単独で乗り組み、浮体に搭乗者4人を進行方向に対し横一列に乗せてえい航し、全員が救命胴衣を着用して遊走の目的で、船首尾0.4メートルの等喫水をもって、令和4年5月29日14時45分三重県四日市市に所在するマリーナを発し、四日市港第3区の北部を経由する予定で長良川河口に向かった。

ところで、四日市港第3区の北部には、火力発電所の冷却水等排出用放水口があるため、海面上高さ約3メートル直径0.6メートルの海上標識灯（以下「危険標識灯」という。）が同放水口を囲むように26基設置され、そのうち、南側の同標識灯には西側から、29番から22番までの番号が付され、075度（真方位、以下同じ。）方向に約50メートル間隔でそれぞれ設置されていた。

a受審人は、発進後、微速力で航行し、15時08分半僅か過ぎ29番危険標識灯の南南西方約10メートルとなる、中部電力川越火力LNG受入栈橋橋梁灯（C1灯）（以下「橋梁C1灯」という。）から257.5度1,000メートルの地点で、針路を075度に定め、毎時13.5キロメートルの速力（対地速力、以下同

じ。) で進行し、浮体の振れ幅が2メートルないし3メートルであることを確認した。

a 受審人は、定針したとき、えい航索の長さより危険標識灯と浮体との航過距離が近い状態で航行すると、浮体が風や波などで左に大きく振れれば、浮体が同標識灯に衝突するおそれがあったが、浮体の振れ幅が2メートルないし3メートルで直進するだけなので衝突することはないものと思ひ、浮体がこれらの各危険標識灯まで届かない距離を保って航行するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

a 受審人は、同じ針路及び速力で続航中、折からの南寄りの風と波により浮体が左方に振れ、Aが23番危険標識灯を航過した直後、15時10分橋梁C1灯から260度680メートルの地点において、Aは原針路及び原速力のまま、浮体の前部が同標識灯に衝突し、浮体搭乗者中3人が海中に投げ出され、1人が落水せず23番危険標識灯に右足を強打した。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、波高0.5メートルの北方に向かう波があり、潮候は上げ潮の中央期であつた。

その結果、浮体前部に擦過傷を生じ、浮体搭乗者1人が右膝挫創及び頸椎捻挫を負つた。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、四日市港において、浮体をえい航する際、浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、浮体が危険標識灯に衝突し、浮体搭乗者が危険標識灯に強打したことによって発生したものである。

a 受審人は、四日市港において、浮体をえい航する場合、えい航索の

長さより危険標識灯と浮体との航過距離が近い状態だったから、浮体が同標識灯に衝突することのないよう、浮体が危険標識灯まで届かない距離を保って航行するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、浮体の振れ幅が2メートルないし3メートルで直進するだけなので衝突することはないものと思い、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、危険標識灯に接近して航行し、左方に振り出された浮体を同標識灯に衝突させ、浮体搭乗者1人が危険標識灯に強打して負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月15日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明